平成28年4月1日 大学院総合科学研究部長制定

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人徳島大学教員の採用、懲戒等の特例に関する規則(平成16年度規則第13号)第3条の規定、国立大学法人徳島大学教員選考の基本方針(平成16年4月1日学長裁定)及び国立大学法人徳島大学教員選考基準(平成16年4月1日学長裁定。以下「基準」という。)第8条の規定に基づき、徳島大学大学院総合科学研究部(以下「研究部」という。)の教員選考について必要な事項を定めるものとする。

(教員選考の原則)

- 第2条 教員選考は、国立大学法人徳島大学基本構想並びに研究部及び徳島大学の教員組織の編成等に関する規則(平成27年度規則第31号)別表に定める研究部が担当する教育研究上の組織の理念・目標・将来構想に沿って行うものとする。
- 2 教員選考は、原則として公募によって行うものとし、適任者が得られるよう努力する。
- 3 教員選考は、研究能力、教育能力及びその他の必要な能力を総合的に評価して行う。
- 4 教員選考においては、性別、社会人及び外国人の任用について特に配慮し、また、出身大学 が偏ることのないよう考慮する。

(教員の資格要件)

- 第3条 研究部の教員として必要な資格は、基準第3条から第7条までに定めるところによる。 (教員選考の発議)
- 第4条 教員選考の発議は、代議員会又は教授会議(徳島大学大学院総合科学研究部教授会細則 第9条に規定する代議員会及び教授会議をいう。以下「代議員会等」という。)において研究 部長又は部門長が行う。
- 2 代議員会等は、教員選考を行う分野、時期、職種、選考方針等について審議し、教員選考を 行うことの可否を決定する。

(選考委員会の設置)

- 第5条 研究部長又は部門長は、前条第2項の規定により教員選考を行うことが決定されたときは、一教員選考ごとに教員選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置するものとする。
- 2 選考委員会は、代議員会等で選出された委員をもって組織する。
- 3 前項の委員は、代議員会等の意見を聴いて、研究部長又は部門長が命じ、又は委嘱する。
- 4 選考委員会に委員長を置き、その選出は委員の互選とする。
- 5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 6 選考委員会は、教員選考を終了した後に、代議員会等の承認を得て解散する。
- 7 選考委員会の設置等に必要な事項は、代議員会等が別に定める。

(選考委員会の所掌事項)

- 第6条 選考委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
  - (1) 教員選考要領の作成に関すること。
  - (2) 教員候補適任者とする者の審査及び選考に関すること。
  - (3) 教員候補適任者の面接及び講演会等の実施に関すること。
  - (4) その他代議員会等から付託された事項
- 2 選考委員会は、教員候補適任者による講演会等を実施する場合は、教員候補適任者のプライ バシーに十分配慮して行うものとする。

(選考委員会の会議)

- 第7条 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 2 研究部長又は部門長は、選考委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 3 選考委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。
- 4 議事は、すべてその要旨を記録しておくものとする。
- 5 選考委員会の議事について必要な事項は、代議員会等が別に定める。

(教員候補適任者の選定)

第8条 選考委員会は、原則として複数人を教員候補適任者として選定し、研究部長又は部門長 に報告するものとする。

(教員候補者の選出)

- 第9条 研究部長又は部門長は、前条の規定により教員候補適任者の報告があった場合は、速やかに代議員会等に諮り、教員候補者を選出するものとする。
- 2 教員候補者の選出方法について必要な事項は、代議員会等が別に定める。

(公表)

第10条 研究部長又は部門長は、教員選考について、応募者のプライバシーに配慮した上で、 国立大学法人徳島大学が別に定める様式に基づき公表するものとする。

(要領)

第11条 この規則に定めるもののほか,教員の選考について必要な事項は,代議員会等が別に 定める。

附則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日までに徳島大学大学院ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究 部教員選考規則(平成21年4月1日大学院ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部長制 定),徳島大学国際センター教員選考規則(平成26年10月1日国際センター長制定),徳 島大学総合教育センター教員選考規則(平成26年5月7日総合教育センター長制定)又は教

授会及び運営委員会を置かない学内組織に配置する教員に係る教員選考規則(平成16年度規則第131号)の適用により選考され、平成28年4月1日以降に研究部の教員として採用される者は、この規則により選考されたものとみなす。

3 平成28年4月1日以降に研究部の教員として採用される者の教員選考で、この規則の施行の日の前日において徳島大学大学院ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部教員選考規則、徳島大学国際センター教員選考規則、徳島大学総合教育センター教員選考規則又は教授会及び運営委員会を置かない学内組織に配置する教員に係る教員選考規則の適用により設置された教員選考委員会により選考中のものは、当該教員選考委員会を第6条に規定する選考委員会とみなしてこの規則を適用する。